［新設］

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第三八〇一・二〇号に該当するもの

二　関税率表第三八〇六・二〇号に該当するもの

三　関税率表第三八・〇七項に該当するもの

四　関税率表第三八・〇九項に該当するもの

五　関税率表第三八・一〇項に該当するもの

六　関税率表第三八・一一項に該当するもの

七　関税率表第三八一二・二〇号に該当するもの

八　関税率表第三八・一三項に該当するもの

九　関税率表第三八・一四項に該当するもの

十　関税率表第三八・一五項に該当するもの

十一　関税率表第三八・一六項に該当するもの

十二　関税率表第三八・一七項に該当するもの

十三　関税率表第三八・一八項に該当するもの

［新設］

十四　関税率表第三八・一九項に該当するもの

十五　関税率表第三八・二〇項に該当するもの

十六　関税率表第三八二三・一三号に該当するもの

十七　関税率表第三八二四・八一号、第三八二四・八四号及び第三八二四・九九号に該当するもの

十八　関税率表第三八二五・九〇号に該当するもの

十九　関税率表第三八・二六項に該当するもの

二十　関税率表第三八二七・九〇号に該当するもの

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第三九〇一・四〇号に該当するもの

二　関税率表第三九・〇二項（第三九〇二・一〇号を除く。）に該当するもの

三　関税率表第三九〇三・一九号及び第三九〇三・九〇号に該当するもの

四　関税率表第三九〇四・一〇号及び第三九〇四・五〇号に該当するもの

五　関税率表第三九・〇五項に該当するもの

六　関税率表第三九・〇六項に該当するもの

七　関税率表第三九〇七・二一号、第三九〇七・四〇号、第三九〇七・七〇号及び第三九〇七・九一号に該当するもの